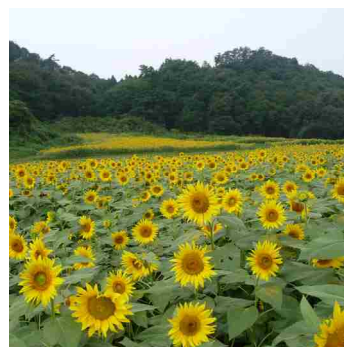


みどり市景観計画

Midori City Landscape Plan



みどり市
令和3年6月

ごあいさつ

みどり市は、北部に連なる足尾山地や北東から南東にかけて流れる渡良瀬川をはじめ、歴史の面影を色濃く残す大間々の街並みや鹿田山の裾野に広がる田園など、四季折々の豊かな表情を見せる自然と、先人たちから引き継がれてきた、誇りある歴史・文化に彩られた美しく魅力あふれるまちです。

今、私たちは、人口減少と高齢化の更なる進展、気象災害の頻発化や激甚化、更には新型コロナウイルス感染症への対応など、多くの課題に直面しており、これまでの社会システムや人々の価値観は大きな転換期を迎えています。

このような中、平成27年9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」は、多くの課題解決に向け、様々な立場の人々が協力して取り組むべき具体的な目標を掲げています。

みどり市でも、住み慣れた地域に愛着や誇りを持ち、良好な社会環境のもとで持続的に暮らせるまちづくりを目指す施策のひとつとして、令和元年度から策定作業を進めてきた「みどり市景観計画」が、令和3年4月1日の景観法に基づく景観行政団体への移行を経て、このたびまとまりました。

この計画は、地域の特性を踏まえた景観づくりのルールや、市民が主体となって良好な景観形成を進めるための取組などをまとめたものであり、みどり市の魅力を向上させていくことで「訪れたいまち」「住みよさを実感できるまち」「住み続けたいまち」につながるものと考えています。

今後は、市民の皆様と共に、本市にふさわしい景観まちづくりに継続して取り組み、共通の資産である景観資源を後世に引き継ぐと共に、良好な景観の創出にも取り組んでまいりますので、更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたって、熱心にご審議いただいた景観計画策定委員の皆様をはじめ、様々な立場からご協力頂きました市民の皆様に対しまして、心より感謝申し上げます。



令和3年6月

みどり市長

須藤 昭男

みどり市景観計画 目 次

はじめに.....	1
1 背景と目的.....	1
2 景観計画の位置づけ.....	1
3 計画の構成.....	2
第1章 景観に関する現状と課題.....	5
1 みどり市の沿革.....	5
(1) 位置と地勢.....	5
(2) 沿革.....	5
2 景観資源の現状と課題.....	6
(1) 景観資源の類型化.....	6
(2) 景観資源の現状と課題.....	8
第2章 良好な景観形成の基本的な考え方.....	18
1 景観形成の基本理念.....	18
2 景観形成の基本方針.....	19
3 景観計画区域.....	19
4 5つの景の景観形成の基本方針.....	20
(1) 生活の景.....	20
(2) みどりの景.....	21
(3) うるおいの景.....	22
(4) 歴史の景.....	23
(5) にぎわいの景.....	24
第3章 良好な景観形成のための行為の基準.....	26
1 良好な景観形成のための行為の基準の考え方.....	26
2 届出対象行為.....	27
(1) 行為の実施にあたっての主な流れ.....	27
(2) 届出の対象となる行為.....	28
3 景観形成基準.....	31
(1) 景観形成基準の考え方.....	31
(2) 一般基準.....	34
(3) 特別基準.....	46

第4章 その他の景観形成の方針 50

1 景観重要建造物に関する事項.....	50
(1) 景観重要建造物の指定の方針	50
(2) 景観重要建造物の保全・活用の方針	50
2 景観重要樹木に関する事項.....	51
(1) 景観重要樹木の指定の方針	51
(2) 景観重要樹木の保全・活用の方針	51
3 屋外広告物に関する事項.....	52
(1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項	52
(2) 屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項	52
4 景観重要公共施設に関する事項.....	53
(1) 景観重要公共施設の指定	53
(2) 景観重要公共施設の整備	53
(3) 景観重要公共施設の占用許可	53
5 景観重点地区に関する事項.....	54
(1) 景観重点地区の考え方	54
(2) 景観重点地区の指定の方針	54

第5章 景観形成の推進方策 55

1 景観形成の推進にあたって.....	55
2 景観まちづくりの推進体制.....	55
(1) 基本的な考え方	55
(2) 推進体制	55
3 景観まちづくりに向けた取組みや施策の展開.....	57
(1) 基本的な考え方	57
(2) 具体的な取組み	57
4 計画の進捗管理と見直し.....	58
参考資料	59
(1) 景観資源の分布状況	59
(2) 風致地区	64
(3) 市民意向調査	65
(4) 来訪者印象調査	67
(5) マンセル表色系	69
(6) 策定の経緯	70

はじめに

1 背景と目的

本市は、先人から引き継がれた特徴ある良好な景観資源を多数有しており、それらは市民共通の財産であり、地域の魅力向上や地域への愛着・誇りの醸成につながっています。また、自然的景観である「袈裟丸山」「高津戸峡」や歴史的景観である「旧花輪小学校記念館」「ながめ余興場」「岩宿遺跡」などについては、市民だけでなく市外からも大勢の来訪があり、それらをスポットとした観光まちづくりも行われています。

しかし、近年では、銅山街道ゆかりの歴史的な街並みが次第に消え、幹線道路沿いの商業地では看板や標識が雑然と立ち並び、郊外の農地では無秩序に宅地化が進むなど、これまで地域で親しまれ、継承されてきた固有の景観が失われつつあります。

こうしたことから、景観法に基づく諸施策を活用し、良好な景観資源の保全・活用に取り組むため、本市は、令和3年4月に景観法に基づく景観行政団体となり、このたび「みどり市景観計画」を策定しました。

本計画では、市全体で共有できる理念や方針などを定め、地域の景観的課題に対処するとともに、地域の個性を活かした新たな魅力を創出し、それらを良好な形で次世代に引き継ぐことを目的とします。

なお、良好な景観形成のためには、市民や事業者の協力が必要となります。市民や事業者が、本市の景観特性について理解し、様々な場面で良好な景観形成に関する活動に取り組むなかで、段階的に、具体的な施策を展開する成長型の計画を目指します。

2 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づき、景観行政団体である本市が定める景観形成の総合的な指針となる計画です。

本計画は、群馬県が定める「東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や市が定める「みどり市総合計画」や「みどり市都市計画マスタープラン」を上位計画としつつ、「みどり市環境基本計画」などの各種関連計画との調和を図りながら定めます。

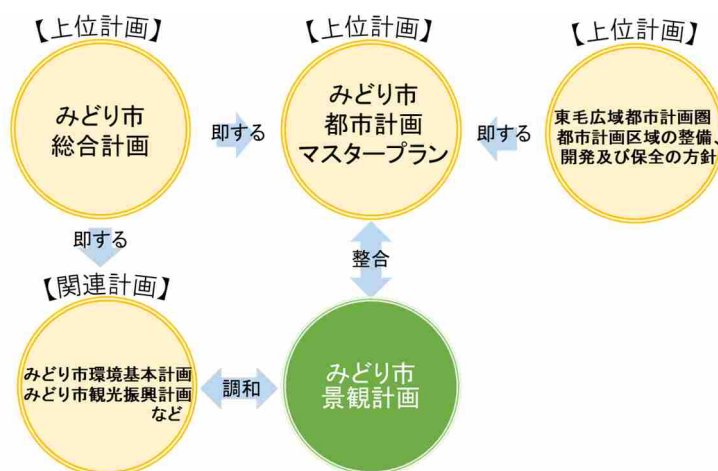


図1 景観計画の位置づけ

3 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

第1章 景観に関する現状と課題

本市の景観資源を5つに分類し、その現状(特性、問題点)と課題を整理しています。

■景観資源の種別(5つの景)

本市には、みどり豊かな山並みやうるおいのある水辺が生み出す自然的景観、多くの史跡や文化財が生み出す歴史的景観、落ち着いた田園風景など土地利用によって生み出される日常的な生活景観など、様々な種類の景観が存在しています。

		うるおいの景	水辺が創出する景観資源 
生活の景 	現在の産業や生活を反映する土地利用でみられる、市民の生活に関連する景観資源	歴史の景	過去の社会・経済や文化、まちづくりの状況等の歴史的な流れを伝える景観資源 
みどりの景 	山並みと自然が織りなす景観資源	にぎわいの景	観光地、地域に馴染みのある伝統的な祭り行事などから創出されるにぎわい 

第2章 良好な景観形成の基本的な考え方

本市の景観資源に関する現状と課題をふまえ、基本理念と基本方針を定めています。

■基本理念

良好で特色のある景観を創出・保全し、地域の魅力を向上させ、交流人口の増加や定住人口の減少抑制を図るため、景観形成の基本理念に基づき、地域に活力を生み出す景観づくりに取り組みます。

【基本理念】 豊かな自然と歴史に彩られる 輝くみどり

■基本方針

基本理念を達成するために、景観形成の基本方針を定め、良好な景観形成を進めます。

生活の景	■土地利用に応じた魅力ある景観づくり(住宅地、商業地、工業地、農業地)
みどりの景	<ul style="list-style-type: none"> ■良好な山並み景観の保全 ■山林や樹林の保全・活用 ■自然景観、自然環境の保全・育成 ■良好な自然環境と調和した集落景観づくり ■自然資源と鉄道が調和した景観づくり
うるおいの景	<ul style="list-style-type: none"> ■うるおいのある景観づくり ■水とみどりの拠点づくり ■水辺空間の適切な維持管理
歴史の景	<ul style="list-style-type: none"> ■歴史的街並みの形成 ■史跡・文化財の保存
にぎわいの景	<ul style="list-style-type: none"> ■観光資源を活用した魅力ある景観づくり ■伝統文化の継承とにぎわいのある景観の保全 ■にぎわいのある景観の創出

■景観計画区域

市全域で良好な景観形成を図るため、本計画の対象となる景観計画区域は、本市全域とします。

第3章 良好な景観形成のための行為の基準

良好な景観を形成するために届出制度を設け、景観形成基準(行為の基準)を定めます。

■届出制度

本市では、景観への影響が大きい一定規模以上の行為(例えば、建築物の新築であれば、高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの)について、景観法及びみどり市景観条例に基づいて、届出が必要となります。

■景観形成基準

景観形成基準は、市民の活動の基盤となる生活の景、本市の景観の骨格を形成する袈裟丸山や要害山を含むみどりの景についての「一般基準」と、本市の景観をより特徴づける渡良瀬川や草木湖を含むうるおいの景、岩宿遺跡や旧大間々銀行(大間々博物館)を含む歴史の景について「特別基準」を設けています。

景観形成基準では、建築物又は工作物の新築などの際の位置・配置や高さ・規模、開発行為や屋外における物件の堆積の際の道路等からの遮蔽など、行為にあたって配慮すべき事項を示しています。

第4章 その他の景観形成の方針

■景観重要建造物・景観重要樹木

地域のシンボルとなるものや景観形成に重要な役割を果たしている建造物や樹木を、景観法に定められた「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」に指定するための方針を定めています。

■屋外広告物

良好な景観の形成に重要な役割を担っている「屋外広告物」について、表示・掲出に関する配慮事項を定めています。

■景観重要公共施設

本市の景観の骨格を構成している道路、河川、都市公園等で景観形成上特に重要なものを、景観法に定められた「景観重要公共施設」に指定するための方針、整備の考え方を示しています。

■景観重点地区

地域の特性に応じた景観の保全及び創出を重点的に図っていく地域を、みどり市景観条例に基づき「景観重点地区」に指定するための方針を定めています。

第5章 景観形成の推進方策

より良い景観形成を図るための推進方策を定めます。

■景観まちづくりの推進体制

良好な景観形成を推進するためには、ボランティア団体やNPO等も含めた市民や事業者の理解と協力が必要です。そのため、本計画に位置づけた景観形成の基本的な考え方を共有し、その実現に向けたまちづくりを市民、事業者及び行政の連携・協働により推進します。

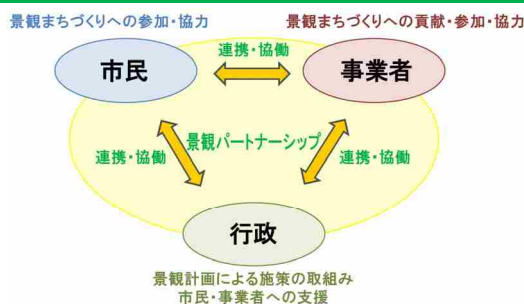


図2 景観形成の推進体制

■市民、事業者、行政の役割

市民	■良好な景観形成に関する理解を深め、市や県、国が実施する景観形成を推進するための施策に協力します。 など
事業者	■事業活動を行う際は、景観の質を高めるように努めます。 など
行政	■市民や事業者に対し、景観計画や景観まちづくりの制度の周知や講演会の開催など、景観に関する情報を発信し、景観への関心を高める取組みを行います。 など

■景観まちづくりに向けた取組みや施策の展開

景観計画や景観まちづくり制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ■景観計画の周知 ■景観まちづくりに関する情報提供 ■市民等提案制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■表彰制度の活用 ■参加型イベントの開催
具体的な施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ■景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ■屋外広告物条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ■景観重要公共施設の指定と整備 ■景観重点地区の指定 ■空き家や空き店舗の適正管理

コラム

1

市民の好きな景観

令和元年10月に実施した「みどり市の景観まちづくりに関するアンケート調査※」で、好きな景観としてあげられたものを紹介します。

わたらせ渓谷鐵道沿線

わたらせ渓谷鐵道は、群馬県桐生市から栃木県日光市足尾町を結ぶ鉄道で、渡良瀬川に沿って山間を縫うように走っています。車窓からは、花桃やあじさい、新緑、紅葉のほか、冬には各駅でのイルミネーションがにぎわいをみせるなど四季折々の素晴らしい景色を満喫できます。また、窓ガラスのない開放的なトロッコ列車が運行されており、多くの来訪者から人気を博しています。

〔場 所〕 大間々町・東町各地

〔景観資源〕 生活の景、みどりの景、にぎわいの景



高津戸峡

渡良瀬川中流にある急峻な渓谷。はねたき橋から高津戸橋までの約500mは、溪流沿いに遊歩道が整備され、変化に富む渓谷を間近に眺めることができます。中でも、春の新緑や秋の紅葉は見事で、毎年多くの来訪者でにぎわっています。また、高津戸峡に架かるはねたき橋や高津戸橋が水面・木々・空と調和し、見ごたえのある景観を作り出しています。

〔場 所〕 大間々町高津戸

〔景観資源〕 生活の景、うるおいの景



鹿の川沼の桜並木

鹿の川沼は、農業用調整池として整備され、現在は地域の人々の憩いの場となっています。春には土手沿いの桜並木が一斉に開花し、市民に愛される桜の名所となっています。開花に合わせてライトアップも行われ、水面に桜が映る姿はとても幻想的です。また、周辺広場には遊具が設置されており、親子連れでにぎわう人気スポットとなっています。

〔場 所〕 笠懸町阿左美・鹿

〔景観資源〕 生活の景、うるおいの景



※ 参考資料（65ページ）参照